

議案第31号

「区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について〔教委〕」の一部
改正にかかる協議について
上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長沼 豊

「区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について〔教委〕」の一部改
正にかかる協議について

令和8年3月19日、板橋区長より、区長の権限に属する事務の委任及び補
助執行について〔教委〕（昭和53年4月1日板総総第27号区長通知）の改正
について、地方自治法第180条の2の規定に基づく協議の申し入れがあったた
め、これに同意する。

1 改正内容

第5の1の(1)から(4)までに規定する契約の予定価格を引き上げる。

2 改正理由

東京都板橋区契約事務規則の一部を改正する規則の公布により、契約事務
規則第65条において定める所管課において随意契約することができる契約事
務の範囲が変更されたため、東京都板橋区立学校財務会計事務の特例に関
する規則の一部を改正し、学校において随意契約をすることができる金額を同
様に引き上げた。

これに伴い、板橋区教育委員会の所掌事項に係る事務のうち、区立学校長に
補助執行させる契約の予定価格を変更する必要がある。

（提案理由）

上記通知の改正にかかる協議を行う必要がある。

板橋区教育委員会 御中

板橋区長 坂 本 健

区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について〔教委〕の
一部改正について（協議）

標記の件について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の
規定に基づく協議を下記のとおり申し入れます。

記

1 改正する通知

区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について〔教委〕（昭和 5 3 年
4 月 1 日板総総発第 2 7 号）

2 改正理由

東京都板橋区契約事務規則の一部を改正する規則の公布により、契約事務規則第 6 5 条において定める所管課において随意契約することができる契約事務の範囲が変更されたため、東京都板橋区立学校財務会計事務の特例に関する規則の一部を改正し、学校において随意契約をすることができる金額を同様に引き上げた。

これに伴い、板橋区教育委員会の所掌事項に係る事務のうち、区立学校長に補助執行させる契約の予定価格を変更する必要がある。

3 改正内容

第 5 の 1 の(1)から(4)までに規定する契約の予定価格を引き上げる。

4 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について〔教委〕 新旧対照表

新	旧
○区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について〔教委〕 昭和53年4月1日板総総発第27号 このことについて、板橋区教育委員会と協議がととのつたので、本日から下記により執行されたい。 なお、これらの事務の処理にあたっては、関係の条例、規則、規程及び通達を遵守し、遺漏のないよう期されたい。 記 第1～第4 略 第5 区立学校長に補助執行させる事務 教育委員会の所掌事項に係る事務のうち、次に掲げるものは、区立学校長に補助執行させる。 1 同右 (1) 令達した予算の範囲内における1件予定価格150万円以下の物品の買入れ（指導用の教科書の買入れについては、令達した予算の範囲内で全部とする。）及び印刷製本に関すること。 (2) 令達した予算の範囲内における1件予定価格100万円以下の物品の修繕、役務の提供及び委託に関すること。 (3) 令達した予算の範囲内における1件予定価格200万円以下の校舎その他学校施設の工作及び補修に関すること。 (4) 令達した予算の範囲内における1件予定価格80万円以下の賃貸借に関すること。 2 略	○区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について〔教委〕 昭和53年4月1日板総総発第27号 このことについて、板橋区教育委員会と協議がととのつたので、本日から下記により執行されたい。 なお、これらの事務の処理にあたっては、関係の条例、規則、規程及び通達を遵守し、遺漏のないよう期されたい。 記 第1～第4 略 第5 区立学校長に補助執行させる事務 教育委員会の所掌事項に係る事務のうち、次に掲げるものは、区立学校長に補助執行させる。 1 会計事務規則、予算事務規則、契約事務規則及び物品管理規則に規定する所長が処理しなければならない事務（東京都板橋区立学校財務会計事務の特例に関する規則（平成元年板橋区規則第22号）の規定により特例が設けられている場合はその事務）のうち、次に掲げる事務に関すること。 (1) 令達した予算の範囲内における1件予定価格80万円以下の物品の買入れ（指導用の教科書の買入れについては、令達した予算の範囲内で全部とする。）物品の修繕及び印刷製本に関すること。 (2) 令達した予算の範囲内における1件予定価格50万円以下の役務の提供及び委託に関すること。 (3) 令達した予算の範囲内における1件予定価格130万円以下の校舎その他学校施設の工作及び補修に関すること。 (4) 令達した予算の範囲内における1件予定価格40万円以下の賃貸借に関すること。 2 略

新	旧
以下略	以下略

東京都板橋区立学校財務会計事務の特例に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
○東京都板橋区立学校財務会計事務の特例に関する規則 平成元年 3 月 31 日 東京都板橋区規則第 22 号 第 1 条～第 3 条 略 (契約事務の範囲) 第 4 条 同右 (1) 1 件予定価格の総額が 150 万円 以下の物品の買入れ(指導用教科書については、令達された予算の範囲内で全部とする。) 及び 印刷製本 (2) 1 件予定価格の総額が 100 万円 以下の 物品の修繕、役務の提供及び委託 (3) 1 件予定価格の総額が 200 万円 以下の校舎その他学校施設の工作及び補修 (4) 1 件予定価格の総額が 80 万円 以下の賃貸借 以下略	○東京都板橋区立学校財務会計事務の特例に関する規則 平成元年 3 月 31 日 東京都板橋区規則第 22 号 第 1 条～第 3 条 略 (契約事務の範囲) 第 4 条 契約事務規則第 65 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものに係る契約事務は、学校において随意契約により処理をする。 (1) 1 件予定価格の総額が 80 万円 以下の物品の買入れ(指導用教科書については、令達された予算の範囲内で全部とする。) 、物品の修繕 及び印刷製本 (2) 1 件予定価格の総額が 50 万円 以下の 役務 の提供及び委託 (3) 1 件予定価格の総額が 130 万円 以下の校舎その他学校施設の工作及び補修 (4) 1 件予定価格の総額が 40 万円 以下の賃貸借 以下略